

■ 防災計画への提言

正会員 工博 東京大学教授 工学部都市工学科 小出 治 Osamu KOIDE

阪神・淡路大震災の体験から全国的に防災計画の見直しがなされている。見直しにあたって重要なと思われる視点を整理してみると以下のようになる。

(1) 実行性のある柔軟な計画づくり

今までの総合的で教科書的な防災計画からいざ災害という事態に実践的に利用できるマニュアルと組織、物資、情報がリンクした防災計画が何よりも望まれている。災害はその発生状況（規模、時間、場所など）の予測が不可能であり、完璧なものよりより実行力のある仕組みに発想を転換していく必要がある。

(2) 住民参加を図る計画づくり

災害対応において行政の能力を超えた場合、住民やボランティアの協力が必要になる。これらを従前から計画に組み込んでおく必要がある。特に消火や避難、物資の運搬など初期の活動は重要であるが、計画段階における住民の参加と合意形成は最も重要な要素である。

(3) 防災計画から地域計画へ

災害に対する計画が狭義に使われる限り、その実効性にはきわめて限界がある。災害時に必要とされる施設は、防災にのみ特化しては実現が困難であるし、災害という稀な現象に全力を投下することは物心とも不可能である。日常性と災害との共存を図り、地域計画（コミュニティ計画）のなかに組み込まれることが重要なこととなる。

(4) 簡易な被害想定システムの開発の必要性

防災計画を立案する上で被害想定が必要となるが、現状では大都市以外には十分に行われていない。中小都市においても被害想定が可能になるよう、簡易なシステムの開発とともに、県や国による必要データの提供が考慮されるべきである。

(5) 地域の枠を超えた計画づくり

実際の災害は行政的な枠を超えて起こるものであり、関連する自治体の調整がぜひとも必要となる。個別自治体が応援協定を行うのではなく、計画段階において応援を前提とした統一のある総合計画、ブロック計画が作られるべきである。

■ 災害対応と道州制

長岡造形大学教授 平井 邦彦 Kunihiko HIRAI

現在の災害対策基本法（災対法）に基づき作成される自治体の「地域防災計画」に関し、今後最も議論が必要とされるのは、発災後の自治体の「災害対策本部（災対本部）」である。

災対法は、災対本部の設置を各自治体に義務づけており、連合災害対策本部を認めていない。予防計画については「協議会」により連合防災計画が可能であるが、発災後にはその考えはない。

したがって、自治体の災害応急対策は基本的に自己完結型とならざるをえない。このことは、災害が市町村内あるいは都道府県内で完結せずに広

域に及ぶ場合に、各自治体ごとの最適解の追求が全体としての最適解とならない、という事態を引き起こさずにはおかないと。阪神・淡路大震災ではまさにそのことが起きた。その反省をふまえ、広域連携が特に強調されることになったが、これは基本的な解決にはならない。市町村長であれ知事であれ、災害対策本部長は政治家であり、自分の票を減らす恐れのある意志決定は基本的にできない。

複数自治体を含む広域にわたる災害が発生した場合、一定期間その区域内の自治体の長の権限を取り上げ、全体的立場から判断、意志決定、オペ